

詳しくは、この手引きをご覧ください。

## [平成31年分] 【新規】 扶養親族等申告書作成と提出の手引き

### 扶養親族等申告書とは

扶養親族等申告書は、老齢年金に課税する所得税および復興特別所得税の計算を行うために必要です。

扶養親族等申告書を提出することで該当する控除が受けられ、税率が5.105%になります。

提出がない場合は、該当する控除が受けられず、税率が10.21%になります。

所得税が多く源泉徴収される場合がありますのでご注意ください。

控除対象となる配偶者や扶養親族がいない場合でも、税率が5.105%になりますので、必ず提出してください。

### 年金にかかる源泉徴収税額について

扶養親族等申告書を提出した場合（1円未満切捨て）

源泉徴収税額 = (年金支給額 - 社会保険料 - 各種控除額) × 税率 (5.105%)

扶養親族等申告書を提出しなかった場合（1円未満切捨て）

源泉徴収税額 = { 年金支給額 - 社会保険料 -  
(年金支給額 - 社会保険料) × 25% } × 税率 (10.21%)

計算式内の「社会保険料」とは、年金から特別徴収した介護保険料および国民健康保険料(または後期高齢者医療保険料)の合計額です。

計算式内の「税率」とは、所得税と復興特別所得税を合わせた税率です。

退職共済年金受給者の方は、計算式が異なります。日本年金機構ホームページをご確認ください。

### 提出にあたって

この申告書に他のお手紙等はいれないでください。

# 『平成31年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入方法

## 提出年月日を記入 氏名欄を記入、必ず捺印

氏名(フリガナ)、生年月日を確認してください。  
代理の方が記入する場合は、申告書裏面「摘要」欄に  
代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。

提出年月日	平成 年 月 日
A 受給者	
氏名	フリガナ ネンキン タロウ (印)
電話番号	
生年月日	昭和 25年 11月 30日

## ①欄を記入

3ページ記入例、5ページを参照。  
「本人障害」「寡婦・寡夫」「本人所得」欄をご記入ください。

扶養親族等がない  
場合

扶養親族等がある  
場合

## ②・③欄を記入

3、4ページ記入例、5ページを参照。氏名その他の事項をご記入ください。

「配偶者の区分」欄については、配偶者の収入が年金のみで1・2のどちらかに該当する方は を、それ以外の方は7、8ページをご覧ください配偶者の年間所得の見積額をご記入ください。

「年間所得の見積額」欄については、7、8ページの所得計算方法をご覧ください、扶養親族の所得額が該当する項目いずれかに をしてください。

## ④「摘要」欄を記入

4ページおよび6ページをご覧ください。

## 同封の返信用封筒に切手を貼って提出

お近くの年金事務所でも受け付けています。

返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所の記入は不要です。

法令上受給者が提出することが規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担でお願いします。

## ②・③欄の記入が不要な場合

控除対象となる配偶者、親族がない場合

会社等に勤務し、そこから支払われる給与にかかる申告書で配偶者・扶養親族を会社等に申告する場合

# 『平成31年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

## 表面

**平成31年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**

提出年月日 平成 30年 9月 17日 QR 提出期限  
平成30年 XX月 XX日

※単身者の方も含め、全ての方はこの申告書を提出する必要があります。

共済 \*\*99999 99999 9999\*\*  
99999 99999 99999

**A 受給者**

氏名	ネンキン タロウ <b>年金 太郎</b>	1 本人障害 (該当なしの場合は記入不要)	1. 普通障害 2. 特別障害
電話番号	03-x x x x-x x x x	2 寡婦・寡夫 (該当なしの場合は記入不要)	1. 寡婦 2. 特別寡婦 3. 寡夫 (女性) (女性) (男性)
生年月日	昭和 25年 11月 30日	3 本人所得 (該当なしの場合は記入不要)	年間所得の見積額が <b>900万円を 超える</b> 場合は右の欄に○をしてください。

**B 控除対象となる配偶者**

4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 配偶者障害 (該当なしの場合は記入不要)	7 同居・別居 の区分
氏名	フリガナ ネンキン ヨシコ 氏名 <b>年金 好子</b>	配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当する 方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方	1. 普通障害 1. 同居 2. 特別障害 2. 別居
続柄	1. 夫 2. 妻	上記以外の方は、「手引き」を 参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください。 (収入がない方はゼロを記入)	8 配偶者老人区分 2. 老人 配偶者の見積額が38万円以下 かつ、70歳以上の場合に該当
生年月日	1明 3大 7平 <b>20年 7月 8日</b>	万円	

**C 扶養親族 (3人目以降は裏面を確認、ご記入ください)**

9 控除対象扶養親族 (16歳以上) または扶養親族 (16歳未満) ※	10 続柄	11 生年月日 種別	12 障害 (該当なしの場合は記入不要)	13 同居・別居 の区分	年間所得 の見積額
氏名	フリガナ ネンキン イチロウ 氏名 <b>年金 一郎</b>	3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円 以下 38万円 超
氏名	フリガナ ネンキン トミコ 氏名 <b>年金 登美子</b>	3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円 以下 38万円 超

提出年月日を記入

署名、捺印してください。

④欄から⑩欄の事項をご記入ください。

～ については、5ページを参照。

裏面へ

### 個人番号 (マイナンバー) 欄について

- 扶養親族のマイナンバーをご記入ください。
- マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。
- マイナンバーの記入がない場合でも、記入のないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。
- マイナンバーを記入することで、翌年以降は記入が不要になります。

海外にお住まい等の理由で、マイナンバーをお持ちでない方は、申告裏面 「摘要」 欄に、該当者の氏名および、お持ちでない旨とその理由をご記入ください。

# 裏面

個人番号（マイナンバー）欄については3ページをご覧ください

裏面		C 扶養親族（続き）		11	12	13
9	控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※	続柄	10 生年月日 種別	障害 該当なしの場合 は記入不要	同居・ 別居の 区分	年間所得 の見積額
氏名 フリガナ 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	ネンキン ハナヨ 年金 筆代	3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1. 明 3 大 5. 昭 7 平 3 5 年 1 月 9 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
氏名		3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1. 明 3 大 5. 昭 7 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
氏名		3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1. 明 3 大 5. 昭 7 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
氏名		3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1. 明 3 大 5. 昭 7 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
氏名		3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1. 明 3 大 5. 昭 7 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
氏名		3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1. 明 3 大 5. 昭 7 平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超

**D 摘要欄**

14 摘要  
 年金一部 身体障害者手帳（4級 平成29年9月1日交付）  
 年金一部 住所は 東京都 ○○市△△町××丁目○番地  
 年金筆代 非居住者 住所は アメリカ合衆国

個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の添付は必要ありません。  
 個人番号（マイナンバー）の記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。  
 個人番号（マイナンバー）を記入することで、翌年以降は記入が不要になります。

（年金の支払者）  
 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長  
 法人番号 6000012070001

※扶養親族（16歳未満）の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

ご記入の際は、  
**「扶養親族等申告書の手引き」**  
 をよくお読みください。

3人目以降の扶養親族欄

3人以上の扶養親族がいる場合は5ページをご覧ください、氏名その他の事項を記入してください

「摘要」欄に以下の内容をご記入ください。

別居の方の氏名と住所

非居住者（国内に住所を有しない方）の場合、氏名、非居住である旨と住所

障害者の場合、身体障害者手帳等の名称、等級、交付日

寡婦（寡夫）の場合、子の所得額等

## A 受給者欄

### 1 本人障害【6ページ(1)を参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに をしてください。

また、申告書裏面 「摘要」欄に受給者の氏名、**身体障害者手帳等の種類**（名称は正確に記入）と交付年月日、障害の等級などをご記入ください。

障害を示す書類は不要です。

### 2 寡婦・寡夫【6ページ(2)を参照】

受給者が、寡婦・特別寡婦・寡夫のいずれかに該当する場合は、いずれかに をしてください。また、申告書裏面 「摘要」欄に6ページの(4)の内容をご記入ください。

寡婦・特別寡婦・寡夫を示す書類は不要です。

### 3 本人所得

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、 をしてください。

900万円を超える場合、年間所得見積額が38万円を超える配偶者は、配偶者控除の対象となりません。

## B 控除対象となる配偶者欄

### 4 源泉控除対象配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限る）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

### 5 配偶者の区分【7ページを参照】

**配偶者の収入が年金のみ**で、記載されている年金額以下の場合は をしてください。

**それ以外の場合は年間所得見積額を必ずご記入**ください。計算の結果、所得の見積額がマイナスとなった場合は、ゼロをご記入ください。

### 6 配偶者障害【6ページ(1)を参照】

記入方法は ① をご覧ください。

配偶者が障害者に該当しても、**所得見積額が38万円を超える場合は**、障害者控除の対象となりません。

## 7 同居・別居の区分

受給者または、他の扶養親族と同居している場合は「同居」、別居している場合は「別居」に をしてください。

「別居」の場合は、申告書裏面 「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。なお、別居している方が国外にお住まいの場合は、6ページ(6)「国外にお住まいの扶養親族等がいる場合」をご覧ください。

## 8 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上の場合、「2.老人」に をしてください。

老人控除対象配偶者（70歳以上・昭和25年1月1日以前に生まれた方）を「2.老人」と省略して記載しています。

## C 扶養親族欄

### 9 控除対象扶養親族または扶養親族

控除対象扶養親族（16歳以上・平成16年1月1日以前に生まれた方）および 扶養親族（16歳未満・扶養親族のうち、平成16年1月2日以降に生まれた方）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が38万円以下の方が対象となります。

### 10 特定・老人の種別【6ページ(3)を参照】

該当する文字に をしてください。

特定扶養親族を「1.特定」、老人扶養親族を「2.老人」と省略して記載しています。

## 11 12 障害、同居・別居の区分

① ⑦ をご覧ください。

## 13 年間所得の見積額

扶養親族の平成31年の年間所得見積額が38万円以下か、38万円を超えるか、いずれかに をしてください。

**38万円を超える場合は控除の対象とはなりません。**

## D 摘要欄

### 14 「摘要」欄

4ページおよび6ページをご覧ください。

## (1) 「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。代表的な例は次のとおりです（その他については『日本年金機構ホームページ』をご覧ください。年金事務所または税務署にご確認ください）。

障害の内容	1.普通障害	2.特別障害
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

## (2) 「寡婦」(女性)「特別寡婦」(女性)「寡夫」(男性)とは

受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚後に再婚していない方、または夫や妻の生死が明らかでない方で受給者本人の所得が一定の要件に該当する方をいいます。（下表参照）

受給者本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚・生死不明の別	受給者本人の所得要件	区分
女性	扶養親族である子がいる	死別・離婚・生死不明	500万円以下	特別寡婦
			500万円超	
	扶養親族(子以外)がいる 所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子( )がいる	死別・離婚・生死不明	要件なし	寡婦
扶養親族や生計を一にする子がいらない	死別・生死不明	500万円以下		
男性	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子( )がいる	死別・離婚・生死不明	500万円以下	寡夫

「子」は、他の人の同一生計配偶者または扶養親族となっていない方に限られます。

## (3) 「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

「特定扶養親族」とは、平成9年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。  
「老人扶養親族」とは、昭和25年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。

## 「摘要」欄に記入いただく場合（4ページも参照）

(4) 該当する場合は、「摘要」欄に下記の事項をご記入ください。

「1.寡婦」の場合	死別・離婚・生死不明の別 扶養親族または生計を一にする子がいる場合、扶養親族またはその子の氏名および平成31年中の所得の見積額 扶養親族または生計を一にする子がいらない場合、受給者本人の平成31年中の所得の見積額
「2.特別寡婦」の場合	死別・離婚・生死不明の別 扶養親族である子の氏名および平成31年中の所得の見積額 受給者本人の平成31年中の所得の見積額
「3.寡夫」の場合	死別・離婚・生死不明の別 生計を一にする子の氏名および平成31年中の所得の見積額 受給者本人の平成31年中の所得の見積額

(5) 他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合

同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等を他の所得者の扶養親族としたり、またその生計内の扶養親族等を分けて控除を受けることができます。このような場合には、「摘要」欄にその扶養親族の方とその方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所をご記入ください。

(6) 国外にお住まいの扶養親族等がいる場合

控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者<sup>(1)</sup>の場合は、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住者である旨を記入し、親族関係書類<sup>(2)</sup>を申告書と一緒に封筒に入れてご提出ください。

1 「非居住者」とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。

2 「親族関係書類」とは、次の または のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り)。

## 「本人所得」および「配偶者の区分」について

<平成30年以後の配偶者控除等（源泉徴収時）の要件>

		配偶者所得		
		38万円以下	38万円超～85万円以下	85万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 1	
	900万円超	障害者控除 2		控除対象外 3

1：配偶者が70歳以上又は障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

2：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。

3：上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が123万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者（特別）控除が受けられます。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

## 「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を合計してください。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

### 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額（A）」 - 「公的年金等控除額」 = 「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。

公的年金等控除額は、下表のように年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳未満 （昭和30年1月2日以後生まれ）	130万円未満	70万円
	130万円以上410万円未満	$(A) \times 25\% + 37万5千円$
	410万円以上770万円未満	$(A) \times 15\% + 78万5千円$
	770万円以上	$(A) \times 5\% + 155万5千円$
65歳以上 （昭和30年1月1日以前生まれ）	330万円未満	120万円
	330万円以上410万円未満	$(A) \times 25\% + 37万5千円$
	410万円以上770万円未満	$(A) \times 15\% + 78万5千円$
	770万円以上	$(A) \times 5\% + 155万5千円$

《計算例1》65歳未満の方で受け取っている年金額が65万円の場合

$$65万円（受け取る年金額） - 70万円（公的年金等控除額） = 0万円（年間所得の見積額）$$

\* マイナスとなった場合は所得額は0円となります。

《計算例2》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合

$$145万円（受け取る年金額） - 120万円（公的年金等控除額） = 25万円（年間所得の見積額）$$

## 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額（B）」 - 「給与所得控除額」 = 「給与所得の金額」

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
180万円以下	$(B) \times 40\%$
	上記金額が65万円に満たない場合は65万円
180万円超360万円以下	$(B) \times 30\% + 18$ 万円
360万円超660万円以下	$(B) \times 20\% + 54$ 万円
660万円超1,000万円以下	$(B) \times 10\% + 120$ 万円
1,000万円超	220万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合

90万円（給与の収入金額） - 65万円（給与所得控除額） = 25万円（年間所得の見積額）

## 収入が公的年金等・給与以外の場合

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額 - 株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額 - 必要経費
事業所得	総収入金額 - 必要経費
譲渡所得	総収入金額 - （取得費 + 譲渡費用） - 特別控除額
退職所得	特定役員退職手当以外の場合： $(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2$ 特定役員退職手当の場合：収入金額 - 退職所得控除額
山林所得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
一時所得	総収入金額 - 支出金額 - 特別控除額
雑所得 （公的年金等以外）	総収入金額 - 必要経費